

●令和5年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R5. 4. 1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する県の不妊治療費助成事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先(電話番号)
1 鹿児島市	不妊に悩む方への特定治療支援事業	H16	・市に、国の定める不妊治療費助成を申請した夫婦		(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療 ※精巣内精子採取術等	・国庫補助金に基づく助成内容	母子保健課 099-216-1485
	(新)鹿児島市不妊治療費助成事業	R5	・保険診療の不妊治療を行った夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民		(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 等 (一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 等 (検査) (薬物治療)	・保険診療分の自己負担額の2分の1(上限5万円) ・1年度につき1回のみ申請 ・所得制限なし ・年齢制限・回数制限は、保険診療の制度に準ずる	
	不育症治療費助成事業	H30	・医師に不育症と診断された夫婦 ・夫婦のうちどちらかが市民 ・市民である期間の治療 ※所得制限・対象年齢制限なし		(不育症治療) ・不育症に関する治療及び検査	・1回の妊娠に係る治療及び検査につき30万円まで ※助成回数の制限なし	
2 鹿屋市	鹿屋市不妊治療費助成事業	H19	・法律上の婚姻をしていること。 ・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の助成(先進医療)を除いた額)	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精など (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精など (男性不妊治療) ・生殖補助医療の一環(手術療法など)	(保険適用) ・1年度10万円上限 ・通算5年間 (保険適用外を含む) ・1年度20万円上限 ・通算5年間	健康増進課 0994-41-2110
3 枕崎市	枕崎市不妊治療費助成事業	H28	(生殖補助医療・一般不妊治療) ・夫婦のうちどちらかが市民 ・治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ・夫婦とも公的医療保険に加入していること。 ・市税等の滞納なし		(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 (男性不妊治療)	(生殖補助医療) ・年間助成限度額 20万円 (凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したものについて年間助成限度額5万円) (一般不妊治療) ・年間助成限度額 5万円 ・男性不妊治療の年間助成限度額 10万円 ※すべて通算助成期間 6年間	健康課 (枕崎市健康センター) 0993-72-7176
4 阿久根市	阿久根市不妊治療等費助成事業	特定H21 一般等R2	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・戸籍上の夫婦	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・人工授精等 (男性不妊治療) (不育治療)	(生殖補助医療)(男性不妊治療) ・1年度上限30万円 (一般不妊治療)(不育治療) ・1年度上限15万円 通算助成期間 5年間	健康増進課 0996-73-1228
5 出水市							健康増進課 (出水保健センター) 0996-63-2143
6 指宿市							健康増進課健康指導係 (指宿保健センター) 0993-22-2111
7 西之表市	西之表市特定不妊治療費助成事業	H29	・法律婚及び事実婚の夫婦であること。 ・夫又は妻のいずれか一方もしくは両方が、助成の申請日において市内に住所を有していること。 ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦であること ・妻の年齢が43歳未満 ・県の不妊治療費助成事業承認決定を受けた夫婦であること。 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定者のみ助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	【限度額】1回10万円上限 【回数】 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合:6回 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上である場合:3回	健康保険課健康増進係(西之表市保健センターすこやか) 0997-24-3233

●令和5年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R5. 4. 1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する県の不妊治療費助成事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先(電話番号)
8 垂水市	垂水市特定不妊治療費助成事業	H28	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・その他県の実綱に準じる	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	・1回10万円上限 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合:6回 ・初めて助成を受けた際の当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上である場合:3回	保健課 0994-32-1116
	垂水市不育治療費等助成事業	R4	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市税等の滞納なし ・その他県の実綱に準じる	県の不育治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(不育症治療) ・不育症に関する治療及び検査	・1回10万円上限 ・回数制限はなし ・不育症の検査又は治療を開始した日から出産又は医師の判断により治療が終了した日を期間とする	保健課 0994-32-1116
9 薩摩川内市	薩摩川内市不妊治療費等助成事業(コウノトリ支援事業)	H18	・戸籍上の夫婦、事実婚関係にある夫婦 ・市に3か月以上居住 ・国民健康保険又は他の健康保険等へ加入 ・市税等の滞納なし ・配偶者が前2項目の要件を充足	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	・体外受精 ・顕微授精 ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・その他医師が行う不妊治療で保険適用のもの ・上記と併用して行った先進医療(不育治療) ・不育治療	(不妊治療) ・1年度20万円上限 (不育治療) ・1年度10万円上限 (不妊・不育共通) ・笹地域については旅費助成	市民健康課 (川内保健センター) 0996-22-8811
10 日置市	日置市不妊等治療費助成事業(ひおきベビカムサポート事業)	H23	・夫または妻(事実婚含む)が日置市に1年以上住所を有すること(令和4年度に治療を実施した場合は3年以上) ・市税等の滞納がないこと ・公的医療保険に加入していること ※年齢制限については設定の予定なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(不妊治療) 医師が認めた不妊治療(男性不妊治療含む)及び治療に必要な検査 (不育症治療) 医師が認めた不育症に関する治療や検査及び妊娠後に行う検査	(不妊治療) ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり20万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産(妊娠12週以降)につき治療を開始した年度から連続する5年度 (不育症治療) ・助成額 自己負担額の1/2 ・助成額の上限 1年度あたり10万円 ・回数 上限なし ・期間 1出産(妊娠12週以降)につき治療を開始した年度から連続する5年度	健康保険課 099-248-9421 (直通)
11 曾於市	曾於市不妊治療費助成事業	R4	・市税等の滞納なし ・市に夫婦いずれかが3か月以上居住 ・法律婚及び事実婚の夫婦 ・夫婦とも公的医療保険加入 ・妻の年齢が43歳未満	県の先進医療不妊治療費助成事業承認決定者によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	・生殖補助医療(男性不妊治療含) ・一般不妊治療 ・先進医療 保険適用・保険適用外いずれも対象	・1年度50万円上限 高額療養費・付加給付・その他の助成額を控除した額	こども未来課 0986-76-1734
12 霧島市	霧島市特定不妊治療費助成事業	H16	・法律婚及び事実婚の夫婦 ・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・妻の年齢が43歳未満	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療	【特定不妊治療】 1回の治療につき15万円上限(凍結胚移植及び採卵したが卵が得られず中止したものは7.5万円上限) 【妻の年齢】(治療開始日) ・満40歳未満:43歳になるまでに1子ごと通算6回まで ・満40歳以上43歳未満:43歳になるまでに1子ごと通算3回まで 【男性不妊治療】 ・1治療15万円上限 ・通算6回	健康増進課 保健予防グループ 0995-64-0905
13 いちき串木野市	いちき串木野市特定不妊治療費助成事業	H23	・医師による不妊治療を受けていること ・法律婚の夫婦及び事実婚の夫婦 ・申請日において市に連続1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・公的医療保険に加入していること	鹿児島県先進医療不妊治療費助成事業を先に申請していただくよう説明。 県の支給額を除いた額を助成対象とする。	(1) 体外受精 (2) 顕微授精 (3) 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術 (4) 人工授精 (5) タイミング療法 (6) 排卵誘発法 (7) 前記の治療に必要な検査	A (1) ~ (3) と (7) 助成限度額: 1子ごと上限20万(治療開始から5年間) B (4) ~ (7) 助成限度額: 1子ごと上限10万(治療開始から2年間)	子どもみらい課 子育て健康係 0996-24-8310

●令和5年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R5. 4. 1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する県の不妊治療費助成事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先(電話番号)
14 南さつま市	南さつま市不妊治療費助成事業	特定H20年度 一般H28年度 不育症R3年度	・市に1年以上居住 ただし1年以内であっても住宅を取得してそこに居住している場合は助成可能 ・所得要件を廃止 ・事実婚でも可能 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(不妊治療) 医師が必要と認めた不妊症の原因を特定する検査及び治療 (不育症治療) ・医師が認めた不育症の原因を特定する検査及び治療	(不妊治療) 一度の妊娠について助成額は下記のとおり ほかの助成を受けたあと、残った自己負担額 ・女性が行った不妊治療: 通算60万円まで ・男性が行った不妊治療: 通算30万円まで (不育症治療) ほかの助成を受けた後、残った自己負担額 一度の妊娠につき通算30万円まで	子ども未来課 0993-76-1541
15 志布志市	志布志市不妊治療費助成事業	H20	・法律上婚姻している夫婦及び事実婚の夫婦 ・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療(精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術) その他医師が必要と認めた不妊治療	・1年度20万円上限 ・回数制限なし ・年齢制限なし	保健課 099-474-1111 (内165)
16 奄美市	奄美市不妊治療費等支援事業	H28	・法律上婚姻している夫婦または事実婚状態にある夫婦 ・市に3か月以上居住 ・国民健康保険又は社会保険への加入 ・市税等の滞納なし ・対象者の治療開始年齢が43歳未満	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 (不育治療) ・不育治療	(特定不妊治療) ・1年度20万円上限 (一般不妊・不育治療) ・1年度5万円上限 (不妊・不育共通) ・治療費用の自己負担分の2分の1 ・通算5年間	健康増進課 0997-52-1111 (内5057)
17 南九州市	南九州市不妊治療費助成事業	H25	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定者については、県の支給額を除いた額を助成	(一般不妊治療) ・タイミング法 ・人工授精 (生殖補助医療) ・体外受精 ・顕微授精 (男性不妊治療) 精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術	(一般不妊治療) ・1年度5万円上限 ・通算2年間 (生殖補助医療) ・1年度20万円上限 ・通算5年間 (男性不妊治療) ・1年度10万円上限 ・通算5年間	健康増進課 保健予防係 0993-58-7221
18 伊佐市							こども課 0995-23-1311
19 始良市	始良市特定不妊治療費助成事業	H23	・市に1年以上居住 ・市税等の滞納なし ・妻の年齢が43歳未満 ※保険適用に伴う経過措置(令和3年度以前に開始し令和4年度終了の年度まで治療)1回分のみ対象。	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (男性不妊治療) 精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術	(特定不妊治療) ・1回の治療につき各10万円上限 ・妻の年齢(治療開始日) 40歳未満の方 1子あたり通算6回 40~42歳の方 1子あたり通算3回 (男性不妊治療) ・1回の治療につき各10万円上限 ・1子あたり通算6回	健康増進課 母子保健係 0995-66-3293
20 三島村							民生課 099-222-3141
21 十島村	十島村不妊治療費助成事業	H29	・村に3か月以上居住 ・村税等の滞納なし ・年齢上限なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・これらに必要な検査	(特定不妊治療) ・1回の治療につき20万円上限 ・通算5回 (一般不妊治療) ・治療開始の日の属する月の初日から2年間(前期・後期の2期) ・治療費用の自己負担分の2分の1(前期・後期ごとに5万円上限)	住民課 099-222-2101
22 さつま町	さつま町こうのとり支援事業	R4	・町に1年以上居住し、法律上の婚姻をしていること ・町税等の滞納なし	(R4年度~) ・保険適用となる不妊治療・不育症治療に対する助成はなし。	(R4年度~) ・保険適用となる不妊治療 ・保険適用となる不育症治療	(R4年度~) ・保険適用となる不妊治療・不育症治療は1年度につき1夫婦当たり30万円を上限に助成(高額療養費支給額を除く。先進医療不妊治療費助成事業と合計し、30万円を上限とする。)	子ども支援課 子ども健康係 0996-53-1111 (内線2143)

●令和5年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R5.4.1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する県の不妊治療費助成事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先(電話番号)
23 長島町	長島町エンゼル支援事業	H13	・町に1年以上居住し、婚姻後1年以上経過した夫婦 ・国民健康保険又は社会保険への加入	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に関する検査及び治療費	・1年度10万円上限	町民保健課 保健予防係 0996-86-1157
24 湧水町	湧水町不妊治療費助成事業	R5	・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚であること ・夫もしくは妻のいずれか一方または両方が町内に1年以上住所を有していること ・各税金等を滞納していないこと ・治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下であること	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・男性不妊治療	・1年度あたり15万円を限度に通算5年間	健康増進課 0995-74-3111
25 大崎町	大崎町不妊治療費助成事業	H21	・夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にある夫婦	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(一般不妊治療) ・タイミング法・人工授精 (特定不妊治療) ・体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療 ・先進医療 ・その他医師が必要と認めた不妊治療	(保険適用の不妊治療) ・1年度10万円上限 (保険適用外・先進医療を含む不妊治療) ・1年度20万円上限 ・1人当たり、1年度20万円上限 ・1夫婦当たり、1年度2回まで ・通算5年間	保健福祉課 099-476-1111
26 東串良町	不妊治療費助成事業	H28	・町に3か月以上、夫婦又は妻のいずれか町に住所を有している ・法律上婚姻している夫婦 ・合計所得730万円未満 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・保険適用の不妊治療(タイミング・ホルモン療法)、検査、薬 ・人工授精等	・通算5年間 (特定不妊治療) ・1年度20万円上限 (一般不妊治療) ・1年度10万円上限	福祉課 国保保健衛生係 0994-63-3103
27 錦江町	錦江町不妊治療費助成事業	H21	・町に3か月以上居住 ・法律上婚姻している夫婦 ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・排卵誘発法 ・人工授精	(特定不妊治療) ・1妊娠につき1年度当りの上限額20万円 (一般不妊治療) ・1妊娠につき1年度当りの上限額5万円	健康保険課 健康増進チーム 0994-22-3044
28 南大隅町	南大隅町不妊治療費助成金助成事業	H25	・町に1年以上居住 ・町税等の滞納なし ・法律上婚姻している夫婦及び、事実上婚姻関係と同様の夫婦 ※対象年齢制限なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・ホルモン療法 (排卵誘発法等含む) ・人工授精 (男性不妊治療) ・精巣内精子採取術等 保険適用分も含む	・1年間に上限額10万円 ・通算5年間	町民保健課 子育て包括推進係 0994-25-1500
29 肝付町	肝付町不妊治療費助成事業	H27	・町に3か月以上居住 ・法律上婚姻している夫婦・及び事実婚の夫婦 ・妻の年齢が43歳未満(治療開始日において) ・町税等の滞納なし	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成	(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊手術 (一般不妊治療) ・タイミング療法 ・ホルモン療法 (排卵誘発法等含む) ・人工授精等	※左記治療の保険適用分・保険適用外の自己負担分(高額療養費分除く)に対し、1年間20万を上限に助成。	健康増進課 0994-65-2564
30 中種子町							町民保健課保健予防係 (保健センター) 0997-27-1133
31 南種子町							くらし保健課 0997-26-1111(131)
32 屋久島町							福祉支援課 子育て支援係 0997-43-5900
33 大和村	大和村不妊治療費等支援助成事業		今年度内実施に向け要綱策定中				保健福祉課 0997-57-2218
34 宇検村							保健福祉課 0997-67-2212

●令和5年度 市町村における不妊治療に対する治療費助成制度

(R5.4.1現在)

市町村名	事業名	開始年度	助成対象者・支給要件	助成対象者に対する県の不妊治療費助成事業との関係	対象治療法	助成(限度)額・回数・期間	問合せ先(電話番号)
35 瀬戸内町	瀬戸内町不妊治療等支援事業	H29	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の夫婦 ・本町に3か月以上住んでいる ・女性の年齢が治療開始時に43歳未満 ・町民税等の滞納がない 		<ul style="list-style-type: none"> ・(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・男性不妊治療(一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法(不育治療) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(特定不妊治療) ・治療費の1/2の額。(年間20万円を上限) ・(一般不妊治療) ・治療費の1/2(年間5万円を上限) ・(不育治療) ・治療費の1/2(年間5万円を上限) 	保健福祉課 保健予防係 0997-72-1068
36 龍郷町	龍郷町不妊治療費等支援事業	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上婚姻している夫婦及び事実婚の夫婦 ・町に90日以上居住 ・国民健康保険又は社会保険への加入 ・対象者の治療開始年齢が43歳未満 ・町民税等の滞納がない 	県の不妊治療費助成事業承認決定によらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)	<ul style="list-style-type: none"> ・(特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・採卵したが卵が得られない等のため中止したもの(一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法(不育治療) ・不育治療 	<ul style="list-style-type: none"> ・(特定不妊治療) ・県の不妊治療費助成金を控除した後の治療費の1/2の額。(年間20万円を上限) ・(一般不妊・不育治療) ・治療費の1/2(年間5万円を上限) ・通算5年間 	子ども子育て応援課 0997-69-4555
37 喜界町							保健福祉課 包括保健チーム 0997-65-3522
38 徳之島町							保健センター (0997-83-3121)
39 天城町							けんこう増進課 保健予防係(保健センター) 0997-85-4100
40 伊仙町							伊仙町役場 子育て支援課 0997-86-3111
41 和泊町							保健福祉課(保健センター) 0997-84-3526
41 知名町							保健センター
43 与論町							健康長寿課(保健センター)

※鹿児島市以外...県の不妊治療費助成事業承認決定にかかわらず助成(ただし、県の支給額を除いた額)